

鳥取県庁自動販売機設置事業者募集要項

令和4年12月

鳥取県総務部総務課

1 目 的

この要項は庁舎の一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

2 提出書類の内容

本件公募に参加しようとする事業者は、別紙1「自動販売機設置事業者募集に係る条件等」及び別紙2「貸付条件」を熟知の上、次の書類を提出すること。

(1) 提案書（様式第1号）

(2) 貸付範囲を示す図面

設置場所における、設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積の分かる図面

(3) 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

(4) 県内の営業所等の一覧表

(5) 県内における自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績が確認できる書類

(6) 登記事項証明書又は身分証明書の写し

法人の場合は登記事項証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。

(7) 納税証明書

提案書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人事業者の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

(8) 提案書の「5 社会貢献」に実績を記載する場合は、その事実が確認できる書類

(9) 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書（様式第2号）

3 鳥取県庁自動販売機設置事業者選定審査会

(1) 審査委員は次の4名とする。

総務課長、職員支援課長、県民参画協働課長、くらしの安心推進課長

(2) 本件公告の日から、自動販売機設置事業者の選定審査が終了する日までに、審査委員に働きかけ等を行った者については失格とする。

(3) 有効な提案書の提出を行った者が1者のみである場合、審査会は開催しない。

4 その他留意事項

(1) 提出された提案書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後の問合せには応じない。

(4) 書類提出後、書類等の追加・修正は受け付けない。

(5) 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(6) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(7) 販売数量等の実績は添付資料を参照すること。

自動販売機設置事業者募集に係る条件等

1 概要

(1) 設置する自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（清涼飲料水は缶、紙パック等密閉容器のものに限る。）

(2) 設置場所及び最大貸付面積等

番号	設 置 場 所	台数	最大貸付面積	備 考
1	本庁舎 1 階ホール	1 台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋内設置
2	本庁舎 1 階講堂前	1 台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋内設置
3	本庁舎地階エレベーターホール前	1 台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋内設置
4	第二庁舎 1 階ホール	1 台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋内設置
5	県庁北側駐車場	1 台	幅 2.00m×奥行 1.10m	屋外設置

(3) 利用対象者

来庁者、県及び団体等の職員等

2 貸付期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

3 貸付面積

(1) 設置機器等（自動販売機、使用済容器回収ボックス、転倒防止用鉄板及び放熱余地）の投影面積とする。（別添参照）

(2) 貸付面積は、自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）選定後に協議し、決定する。

4 貸付料等

(1) 貸付料

ア 貸付料は貸付面積に応じて算定するものとする。

イ 貸付料は公有財産事務取扱要領（平成 21 年 7 月 24 日付第 200900062482 号総務部長通知）に基づき算定した金額によるものとする。

ウ 貸付料年額の算定方法は別添「貸付料年額の算定方法」による。

(2) 取扱手数料

取扱手数料は、売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(3) 光熱水費

自動販売機の運転に必要な光熱水費が必要となる。

(4) 貸付料等の納付

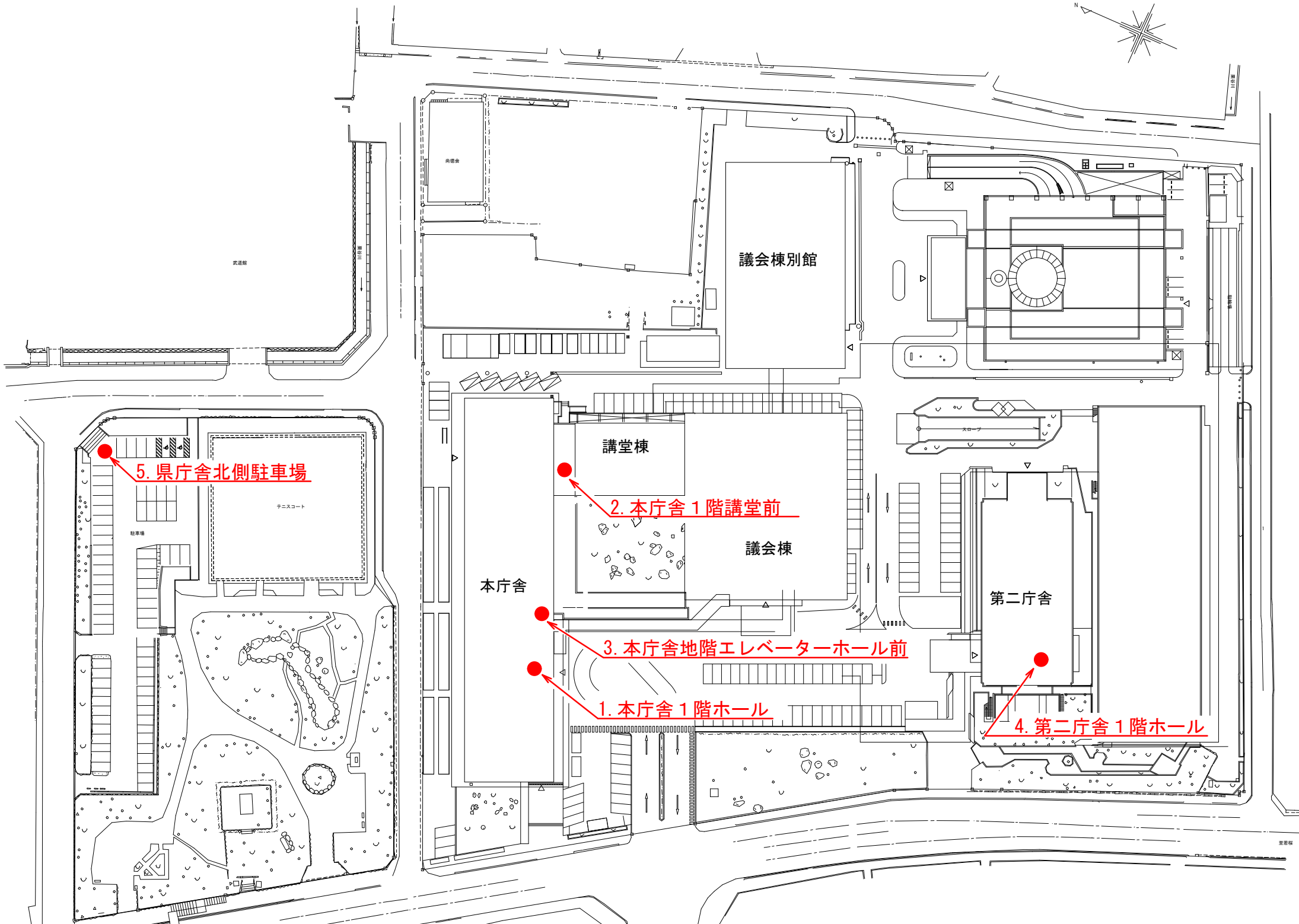
貸付料、取扱手数料及び光熱水費は、県の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

(5) 遅延利息

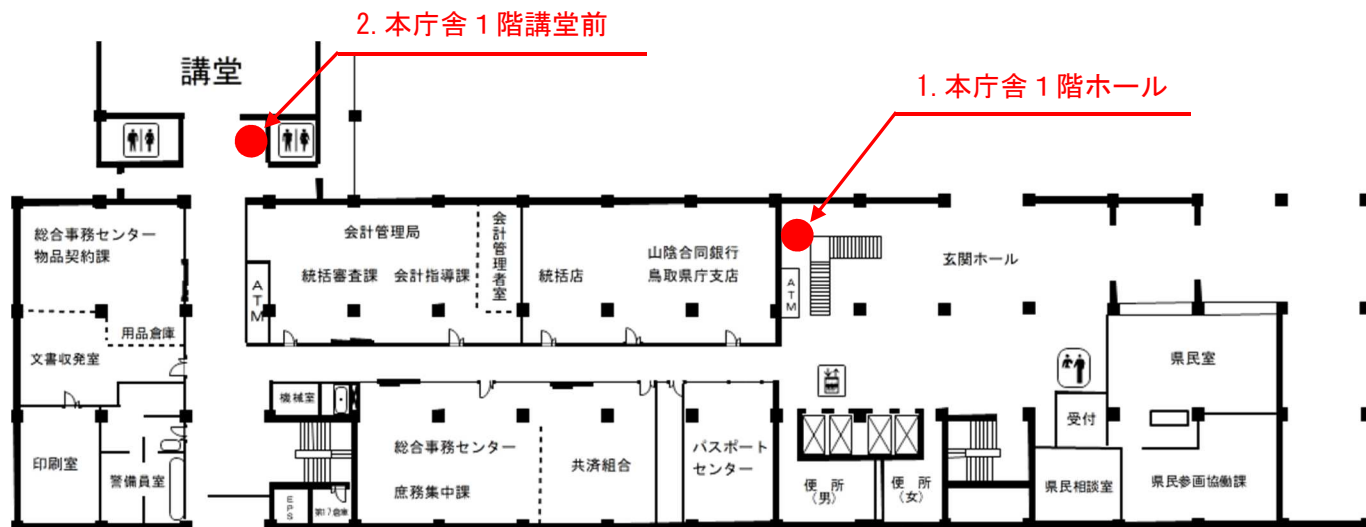
貸付料を滞納したときは、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 27 号）第 21 条第 2 項の規定により遅延利息を納付しなければならない。

(6) 報告

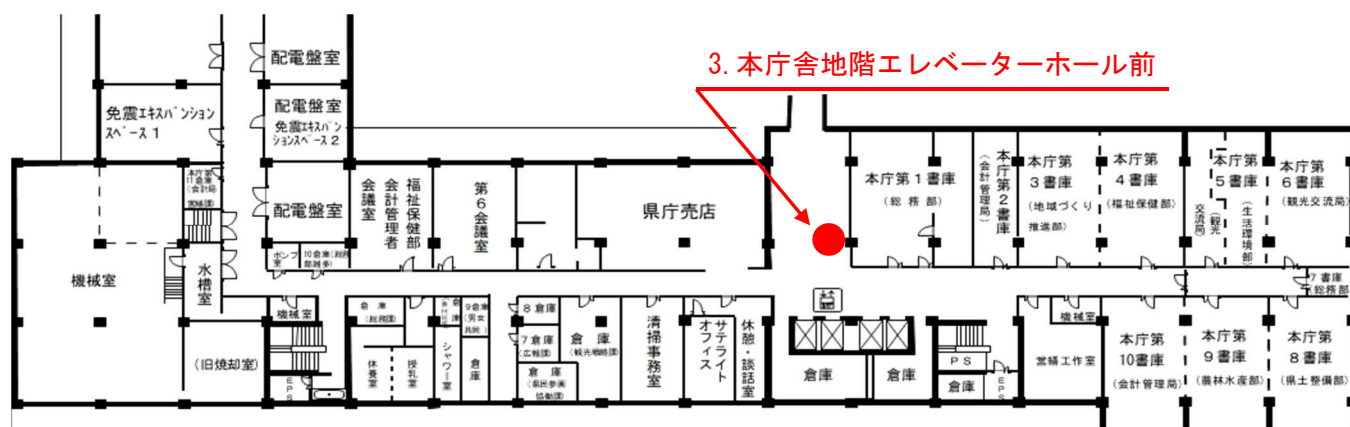
事業者は、販売数量及び売上額を 4 月から 3 か月ごとに取りまとめ、鳥取県総務部総務課長に各四半期最終月の翌月の 15 日までに報告しなければならない。



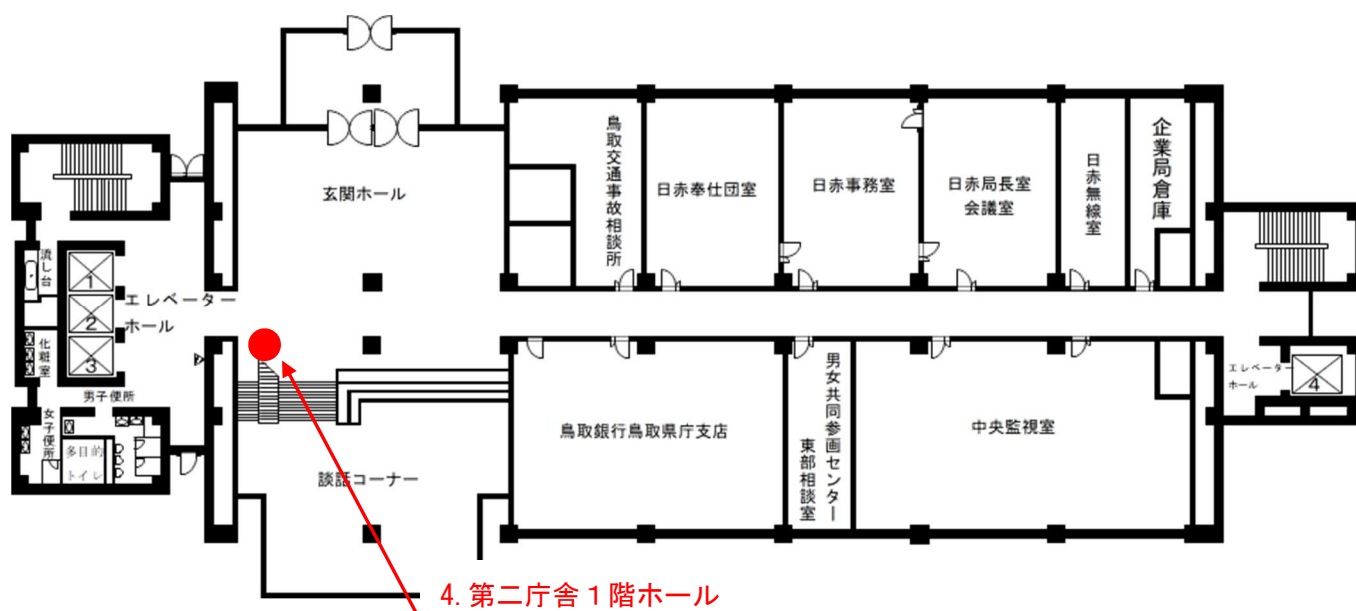
本庁舎 1 階



本庁舎地階



第二庁舎 1 階



貸付条件

1 自動販売機設置日

自動販売機設置事業者（以下「事業者」という。）は令和 5 年 4 月 1 日以降速やかに自動販売機を設置すること。

2 県有財産への出入り

自動販売機への清涼飲料水の補充、代金回収、使用済容器の回収及び自動販売機の保全補修のため、事業者が設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、庁舎へ立ち入る場合は、事業者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

3 事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担すること。

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用
- (2) 電気料金を算定するための子メーターを設置する費用
子メーターは計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。
- (3) 付属品の取替え、補修、毀損箇所の修理等
- (4) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

4 自動販売機の管理等

事業者は、自動販売機を直接管理することとし、業務を第三者に委託してはならない。

5 苦情の処理

事業者は、設置した自動販売機の利用者等からの苦情については、事業者の責任において対応するものとする。

6 損害賠償

事業者は、設置した自動販売機により、県又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

7 改善の要求

県は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対してその改善を要求することができることとし、事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 自動販売機の管理等が不適當であるとき。
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不適當であるとき。

8 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、庁舎管理上の諸規則その他の法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

9 容認事項

- (1) 県は、庁舎管理のため年 1 回程度の停電作業を行う。
- (2) 県が庁舎等施設管理のため、自動販売機の移動等を事業者に依頼することがある。

10 権利譲渡等の禁止

事業者は、県の書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

鳥取県庁自動販売機設置事業者評価要領

1. 内容

県庁舎の一部を定期賃貸借契約により借受ける事業者を募集し、県庁及び周辺公共施設来場者等の利便設備として、飲料の提供サービスの実施について、企画提案してもらい、最適な提案者に当該施設を貸し付ける。

2. 設置場所及び設置台数

本庁舎 1 階ホール	1 台
本庁舎 1 階講堂前	1 台
本庁舎地階エレベーターホール前	1 台
第二庁舎 1 階ホール	1 台
県庁北側駐車場	1 台

3. 評価方法

それぞれの審査委員（4 名）が設置場所ごとに下記の基準で採点した内容点（60 点満点）の平均点（小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（40 点満点）の合計点（100 点満点）の高い者から順位を付けるものとする。

審査項目	審査の視点・採点基準	配点
(内容点)		
(1) 自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応（屋外は除く）	必須
	災害時飲料提供機能、省エネ性能、ピークカット機能、AED 搭載等の付加機能	10 点
(2) 販売品の種類・品ぞろえ	様々なニーズに応える種類・品ぞろえ 温かい飲料の提供（冬期）	5 点
(3) 業務対応体制	販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応	5 点
(4) 県事業への協力、県内産商品の販売	（例）災害飲料供給に関する協定の締結、とっとり共生の森育成支援事業への参画等	15 点
(5) その他社会貢献	（例）各種ボランティア活動等	15 点
(6) 寄付型自動販売機の導入	次のいずれか高い点数を適用 〔・当該設置場所での導入計画・・・10 点〕 〔・過去の導入実績（他施設を含む）・・・5 点〕	10 点
内容点 計		60 点
(価格点)		
(7) 県に支払う取扱手数料率	貸付けに伴う県の収入 ※提案書に記載された取扱手数料率のうち最も高率のもの（A）を 40 点とし、その他の提案（B）は百分比（小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。 配点＝40 点×B/A	40 点
価格点 計		40 点
合 計		100 点

※(4)は過去 5 年以内の取組みに限る

※(5)及び(6)は県内における過去 5 年以内の取組みに限る

貸付料年額の算定方法

自動販売機の貸付けに伴う貸付料の算定

次の算式により算定した額をもって貸付料年額とする。

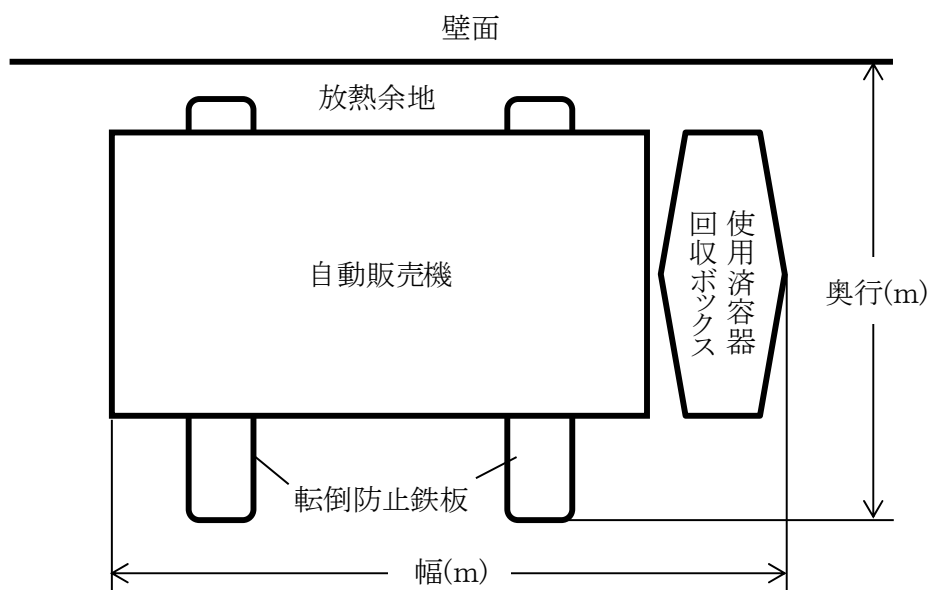
1 自動販売機を屋内に設置する場合

- (1) 貸付面積 (0.01㎡未満端数切捨て) $\times$ 1,030円 = A (小数点以下切捨て)
- (2) $A \times 12$ 月 = B
- (3) $B \times 1.15$ = C (小数点以下切捨て)
- (4) $C \times 100$ 分の110 = 貸付料年額 (少数点以下切捨て)

2 自動販売機を屋外に設置する場合

- (1) 65,920円 $\times$ 1000分の56 $\times$ 貸付面積 (0.01㎡未満端数切捨て) = A (小数点以下切捨て)
- (2) $A \times 100$ 分の110 = 貸付料年額 (小数点以下切捨て)

自動販売機の投影（貸付）面積



寸法は幅、奥行ともに0.01m未満の端数は切捨て

貸付面積

幅 $\times$ 奥行 = 貸付面積 (0.01㎡未満の端数は切捨て)

公有財産賃貸借契約書（案）

貸付人鳥取県（以下「甲」という。）と借受人〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により公有財産について借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は次に掲げる物件を、乙に貸し付けるものとする。

名称、所在地	区 分	数 量	設置場所及び機種	備 考
鳥取県庁〇〇庁舎	建物	〇. 〇〇㎡	〇〇〇〇	
鳥取市東町一丁目〇〇〇番地			〇〇〇〇〇〇〇〇	

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を清涼飲料水自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置場所として使用しなければならない。

（貸付期間及び契約更新等）

第4条 貸付期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

2 本契約は、法第38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法（明治29年法律第89号）第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前項に定める期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、年額金〇〇, 〇〇〇円（税抜）に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。ただし、令和6年4月1日以降の期間に係る貸付料については、公有財産事務取扱要領（平成21年7月24日付第200900062482号総務部長通知）に基づき算定した貸付料金額によるものとし、甲から通知する。

（取扱手数料）

第5条の2 乙は、取扱手数料として自動販売機による売上額に〇〇パーセントを乗じた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を甲に支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する取扱手数料の算定のため、毎月1日から末日までの間の販売数量及び売上額を四半期最終月の翌月の15日までに、鳥取県総務部総務課長に報告しなければならない。

（光熱水費）

第5条の3 乙は、前2条のほか、自動販売機の運転に必要な光熱水費を負担しなければならない。

（貸付料等の納付）

第6条 乙は、前3条に定める貸付料、取扱手数料及び光熱水費を甲の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

(遅延利息)

第7条 乙は、前条の納入通知書により指定された納期限までに貸付料を納付しない場合には、納期限の翌日から納付した日までの期間について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第120条第1項に規定する率の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、これを免除する。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料及び遅延利息を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び遅延利息の合計額に満たないときは、当該納付された金額は、遅延利息から先に充当する。

(物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡す。

(契約不適合)

第11条 乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足等契約の内容に適合しないものを発見しても、既納の貸付料の減免又は損害賠償等の請求はできない。

(貸付物件の滅失等)

第12条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合には、滅失し、又は毀損した部分に係る貸付料として甲が認める金額を減免することができる。

(修繕義務の負担)

第13条 貸付物件の修繕は、貸付物件が乙の責めに帰することのできない事由による場合を除き、その規模の大小にかかわらず全て乙が行うものとし、甲は一切の修繕義務を負わない。

(借受内容の変更)

第14条 乙は、借受けの内容を変更しようとするときには、事前に変更する理由等を記載した計画を書面によって申請し、甲の承認を受け、又は甲と借受内容変更に係る変更契約を締結しなければならない。

2 前項の規定に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、甲の書面による承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

(貸付物件の維持保全義務)

第16条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるとともに、貸付物件に事故等が発生した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果たした場合には、乙に求償することができる。

3 第1項の規定により支出する費用は、全て乙の負担とし、甲に対してその償還等の請求をする

ことができない。

（実地調査等）

第 17 条 甲は、次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

- （１）第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3 に定める貸付料等の納付がないとき。
- （２）前 3 条に定める義務に違反したとき。
- （３）その他甲が必要と認めるとき。

（契約の解除）

第 18 条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

- 2 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき本契約を解除することができる。
- 3 甲において、第三者に貸付物件を売却するときには、本契約を解除することができる。
- 4 前 3 項の規定により契約を解除しようとするときは、相手方に対して書面により通知しなければならない。

（暴力団の排除）

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- （２）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、違約金として貸付料年額に 5 を乗じてた得た額の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払うものとする。

（原状回復義務）

第 20 条 乙は、第 4 条に定める貸付期間が満了したとき、又は前 2 条の規定により契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。

（損害賠償等）

第 21 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償

しなければならない。

2 乙は、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約が解除された場合において損失が生じたときは、同条第5項の規定に基づき、その補償を請求することができる。

(有益費等の放棄)

第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間の満了又は第18条若しくは第19条の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還する場合には、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることはできない。

(契約の費用)

第23条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約に係る訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第25条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

乙 〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番地
〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇 〇 〇 〇